

一般競争入札の実施について  
(総合評価落札方式)

総合評価落札方式による事後審査型一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市上下水道事業部一般競争入札等実施要綱(平成12年4月3日決裁)第6条、岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式試行要領(平成18年5月1日決裁)第5条及び岐阜市上下水道事業部事後審査型一般競争入札試行要領(平成19年7月27日決裁)第4条の規定により公告します。

令和 3年 1月13日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者  
上下水道事業部長 安田 直浩

記

1 一般競争入札に付する事項

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1) 工 事 (件) 名     | <b>第201工区市橋鏡島幹線下水管渠布設替工事</b><br>(電子入札対象案件)  |
| (2) 目 的 場 所       | 岐阜市須賀1丁目ほか1地内   |
| (3) 完 成 (完了) 期 日  | 令和 4年 1月20日   |
| (4) 契 約 の 種 類     | 請負契約  |
| (5) 余 裕 期 間 の 有 無 | 有   |
| (6) 工 事 着 手 日     | 令和 3年 2月26日   |
| (7) 概 要           | <b>土木一式工事</b><br>推進工<br>・内径1,800mmヒューム管 L=175.0m<br>内挿管布設工<br>・内径800mmFRP管(2条) N=1式<br>マンホール設置工<br>・内径3,550×2,950mm矩形特殊マンホール N=1箇所<br>・内径2,800mm特殊マンホール N=1箇所 |

2 一般競争入札参加資格及び条件

本件一般競争入札に参加できるのは、次に掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、岐阜市上下水道事業部から共同企業体として資格認定を受けた者とする。

(1) 共同企業体の各構成員に関する事項

- ① 岐阜市上下水道事業部契約規程(昭和41年水道部管理規程第3号)第18条第1項の規定に基づき岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査を公告日前1か月までに受けた者で、かつ申請書受付期間の最終日から契約締結日までの間に岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格の要件を欠くことがないこと。

- ② 岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領（平成6年8月29日決裁）の規定に基づく資格停止を申請書受付期間の最終日から契約締結日までの間に受けていないこと。
- ③ 岐阜市上下水道事業部発注の土木一式工事に係る岐阜市上下水道事業部建設工事成績評定要領（平成16年4月1日決裁）に基づく工事成績評定点の過去2年度（平成30年度及び令和元年度）の平均点が65点以上であること。過去1年度しか受注実績のない場合は、当該年度の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去2年度に遡って受注実績のない場合は65点とみなす。
- ④ 岐阜市上下水道事業部が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成27年9月30日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- ⑤ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定や会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし（ア）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア、イと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ⑥ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 共同企業体に関する事項

- ① 共同企業体の構成員数は2者とし、③に規定する代表構成員としての要件と、④に規定する構成員としての要件をそれぞれ満たす者による任意の組合せとする。
- ② 各構成員の出資比率は、30%以上とする。
- ③ 代表構成員は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 岐阜市内に本店、支店又は営業所を有すること。

ただし、本店、支店又は営業所が岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。

ウ 最新の土木一式工事の経営事項審査結果の総合評定値及び主観点数の合計が **930点以上** であること。

エ 直近10か年度及び入札公告日の属する年度の申請期限日までに完成引き渡しの済んだ土木一式工事で、単独又は共同企業体の代表構成員若しくは出資比率30%

以上の構成員として、**請負金額2億7,500万円以上（1工事）の元請施工実績**を有し、かつ地方公共団体等が発注した**下水道の中大口径の機械推進工事（シールド工事含む）**の元請施工実績を有すること。

オ 出資比率が構成員のうちで最大であること。

カ 現場代理人および次の条件をすべて満たす専任の監理技術者を本工事に配置できること。なお、現場代理人は、監理技術者を兼ねることができる。

（ア）監理技術者は、監理技術者資格者証（土木一式工事）の交付を受けている者であって国土交通大臣の登録を受けた講習を受講している者

（イ）土木一式工事にかかる10年以上の実務経験を有すること。

なお、1か年度に1工事以上従事している場合は、実務経験1年とする。ただし、工事に係る契約期間が複数年度にわたるものであって、当該契約期間が1年に満たない場合は実務経験1年とする。

（ウ）下水道の中大口径の機械推進工事（シールド工事含む）において主任（監理）技術者又は現場代理人としての実務経験があること。

（エ）入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にある者。

④ 構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 岐阜市内に本店を有すること。ただし、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。

ウ 最新の土木一式工事の経営事項審査結果の総合評定値及び主観点数の合計が**930点以上**であること。

エ 次の条件をすべて満たす専任の技術者を本工事に配置できること。

（ア）一級土木施工管理技士又は技術士（土木系）の登録を有する者

（イ）土木一式工事にかかる10年以上の実務経験を有する者

（ウ）入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にある者

### 3 一般競争入札の日時及び場所

(1) 日 時 令和 3年 2月 5日（金） 午前 9時30分

(2) 場 所 岐阜市祈年町4丁目1番地  
岐阜市上下水道事業部 3階 第3会議室（入札室）

(3) 電子入札システムの応札期間

令和 3年 2月 3日（水） 午前9時から

令和 3年 2月 4日（木） 午後4時まで ※電子入札運用時間に限り

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができる。

4 前払金の有無 有

### 5 低入札調査基準価格等

本件は、岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱（平成15年3月28日決裁）第2条の規定により調査基準価格及び失格判断基準価格を設けた工事である。

なお、同要綱第11条第1項に規定する低入札価格調査が行われた者が契約の相手方となった場合に追加する専任の配置技術者は、代表構成員が配置すること。

### 6 落札者決定の方法

本工事の入札は、岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式試行要領（平成18年5月1日決裁）に基づき、総合評価落札方式により行う。

### 7 総合評価落札方式に係る技術提案書の提出

別添の「技術提案書の提出依頼について」による。

## 8 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認申請書及び特定建設工事共同企業体構成員表は、次に掲げる要領で電子入札システムを用いて提出すること。ただし、電子入札システムにより提出することが難しい者は、発注者が認めた場合に限り、持参又は郵送による提出を認める。持参又は郵送による提出を認められた者は、(1)の期間内に(3)の提出書類を添えて岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係に提出すること。

- (1) 申請書受付期間 令和 3年 1月13日(水) から  
令和 3年 1月27日(水) まで
- (2) 申請書提出に先立って特定建設工事共同企業体協定書を締結すること。
- (3) 誓約書、特定建設工事共同企業体協定書、委任状は次に掲げる要領で持参又は郵送により提出すること。

- ① 受付期間 令和 3年 1月13日(水) から  
令和 3年 1月27日(水) まで

ただし、岐阜市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。

- ② 受付時間 午前9時～午後5時まで(正午から午後1時までを除く)  
ただし、申請書受付期間最終日にあつては午後4時までとする。

- ③ 提出場所 岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係

## 9 質疑応答

- (1) 質問書提出期間 令和 3年 1月13日(水) から  
令和 3年 1月27日(水) まで
- (2) 質疑に対する回答は、入札参加資格確認通知書を交付した者に対し、以下の期日までにFAX又は電子メールにより行うものとする。
- 質問回答期日 令和 3年 2月 1日(月)

## 10 その他

- (1) 入札書等の提出については次のとおりとする。
- ① 一般競争入札参加資格確認申請書、特定建設工事共同企業体構成員表、入札書及び工事費内訳書は電子入札システムにより提出すること。
- ② 設計図書等の資料は電子入札システムにより供与するものとし、質問書は上下水道事業政策課契約係に提出すること。
- (2) その他、特記の無い事については「一般競争入札の共通事項について」のとおりとする。